

令和4年度監査結果報告書（後期定期監査）に  
基づく改善策及び顛末

令和5年6月

糸島市

令和4年度監査結果報告書（後期定期監査）に基づく改善策及び顛末

指摘事項及び意見等	主管課における措置、処理の経過及び対応策
<p>■監査結果報告書（後期定期監査）</p> <p>第7 監査の結果</p> <p>【是正又は改善が必要である事項】</p> <p>（環境政策課）</p> <p>1 契約保証金を免除する場合の決定書への明記について</p> <p>ごみ選別受付等業務委託契約は、糸島市契約事務規則第24条第3号を根拠として契約保証金を免除としているが、契約締結の決定書には同号を適用する旨の記載がなかった。</p> <p>財政課が示している「契約保証金に係る事務の手引き」では、契約保証金は、同条各号のいずれかに該当すれば免除できるが、その際は契約書及び決定書にその根拠を明確に示す必要があると規定されている。</p> <p>適正な事務処理をされたい。</p> <p>2 補助金に係る申請書添付書類等について</p> <p>創エネルギーのまち・いとしま推進補助金について、申請書添付書類の一部に交付決定後の日付で提出されているもの、交付要件の確認が交付決定後となっているものが見受けられた。</p> <p>適正な事務処理をされたい。</p> <p>また、有価資源回収活動奨励補助金について、申請書添付書類の「有価資源を引き渡したことを証する書類」が申請団体のものと明確に判断できないものが見受けられた。</p> <p>適正な事務処理をされたい。</p> <p>3 行政財産使用料の減免に係る専決区分について</p> <p>糸島市クリーンセンターの消防団操法訓練に係る行政財産の使用及び旧し尿処理場跡地の記念碑及び記念樹木用地に係る行政財産の使用は、糸島市行政財産の使用に関する条例第7条第4号の規定に基づき使用料が減免されていたが、課長決定となっていた。同条例第7条第4号は、公益上市長が必要と認めるときと規定されており、同号による減免であれば、市長決定が必要であ</p>	<p>（環境政策課）</p> <p>指摘後、「契約保証金に係る事務の手引き」に基づき、契約保証金を免除する場合は、契約書及び決定書にその根拠を明確に示すよう課内で徹底を図った。</p> <p>今後は、適正な事務処理を行う。</p> <p>指摘後、申請書の添付書類は交付決定前に提出前させ、交付要件の確認を交付決定前に行うよう課内で徹底を図った。</p> <p>また、有価資源回収活動奨励補助金については、指摘後、「有価資源を引き渡したことを証する書類」が申請団体のものであると明確に判断できるよう、申請団体名が記載されたものを提出してもらうように事務処理を改めた。</p> <p>今後は、適正な事務処理を行う。</p> <p>指摘後、糸島市行政財産の使用に関する条例第7条第4号を適用して使用料を減免する場合は、市長決定を受けるよう課内で徹底を図った。</p> <p>今後は、適正な事務処理を行う。</p>

令和4年度監査結果報告書（後期定期監査）に基づく改善策及び顛末

指摘事項及び意見等	主管課における措置、処理の経過及び対応策
<p>る。</p> <p>適正な事務処理をされたい。</p> <p>4 行政財産使用許可申請に係る許可について 行政財産使用許可（変更）申請に係る行政財産使用許可について、占（使）用許可書を交付していた。</p> <p>適正な事務処理をされたい。</p> <p>5 行政財産使用料の算定について ごみステーションの令和4年8月18日から令和5年3月31日までの行政財産使用料は、糸島市行政財産の使用に関する条例第3条第1項第1号に基づき算定した年額を月割りで決定していた。</p> <p>同条例第3条第1項には、使用期間が1年に満たない場合について月割りとする旨の規定はない。</p> <p>適正な事務処理をされたい。</p> <p>6 収入印紙の貼付について 土地賃貸借契約書に、収入印紙が貼付されていなかった。</p> <p>印紙税法に基づき、適正な事務処理をされたい。</p>	<p>指摘後、行政財産使用許可については、占用許可書を交付しないよう課内で徹底を図った。</p> <p>今後は、適正な事務処理を行う。</p> <p>指摘後、正しい額（年額）に修正決定し、相手方に正しい額及び不足分使用料の納付を通知した。なお、当該不足分使用料は、令和5年2月16日に収納済である。</p> <p>今後は、適正な事務処理を行う。</p> <p>指摘後、契約相手へ収入印紙の貼付が必要な旨を説明し、当該土地賃貸借契約書に収入印紙を貼付してもらった。</p> <p>今後は、適正な事務処理を行う。</p>
<p>〈業務課〉</p> <p>1 減免申請書及び減免決定通知書について 公共下水道受益者負担金減免申請書及び同減免決定通知書並びに下水道事業（特環・農集・漁集・個別）受益者分担金減免申請書及び同減免決定通知書が、各規程に定める様式と異なっていた。</p> <p>適正な事務処理をされたい。</p> <p>〈水道課〉</p> <p>1 契約保証金を契約事務規則に規定する担保とする場合について 地下水位観測業務委託契約の契約保証金は、契</p>	<p>〈業務課〉</p> <p>減免申請書及び減免決定通知書の様式を修正するには、総合行政システムを改修する必要があり、システム改修等に対応するか、又は規程を改正するかを、速やかに決定する。</p> <p>〈水道課〉</p> <p>指摘後、「契約保証金に係る事務の手引き」に</p>

令和4年度監査結果報告書（後期定期監査）に基づく改善策及び顛末

指摘事項及び意見等	主管課における措置、処理の経過及び対応策
<p>約書に糸島市契約事務規則第23条第2項第1号の担保とする旨が規定されているが、契約締結の決定書には同号を適用する旨の記載がなかった。</p> <p>財政課が示している「契約保証金に係る事務の手引き」では、契約保証金は、糸島市契約事務規則第23条第2項の担保の提供を受けるか、または、第24条のいずれかに該当すれば免除できるが、その際は契約書及び決定書にその根拠を明確に示す必要があると規定されている。</p> <p>適正な事務処理をされたい。</p> <p>また、同手引きでは、第23条第2項第1号を適用する場合は、銀行から発行される保証証書（原本）を会計課金庫に保管することとされているが、原課において保管されていた。</p> <p>適正な事務処理をされたい。</p> <p>2 行政財産使用料の算定について</p> <p>曾根南配水池他1か所の公職選挙法に基づく公営ポスター掲示板の設置に係る行政財産使用料は、道路占有に関する条例別表に基づき算定されていたが、期間に1月未満の端数があるときは1月として計算すべきところ、1月未満の端数を切り捨てて計算していた。</p> <p>適正な事務処理をされたい。</p> <p>〈下水道課〉</p> <p>1 契約保証金を免除する場合の決定書への明記について</p> <p>伏龍池放流ゲート等保守点検業務委託契約は、糸島市契約事務規則第24条第7号を根拠として契約保証金を免除としているが、契約締結の決定書には同号を適用する旨の記載がなかった。</p> <p>財政課が示している「契約保証金に係る事務の手引き」では、契約保証金は、同条各号のいずれかに該当すれば免除できるが、その際は契約書及び決定書にその根拠を明確に示す必要があると規定されている。</p> <p>適正な事務処理をされたい。</p>	<p>基づき、契約保証金を担保とする場合は、契約書及び決定書にその根拠を明確に示すよう課内で徹底を図った。</p> <p>また、銀行から発行される保証証書（原本）については、直ちに会計課金庫に保管するとともに、今後は、同金庫で保管するよう課内で徹底を図った。</p> <p>今後は、適正な事務処理を行う。</p> <p>指摘後、行政財産使用料を道路占有に関する条例別表に基づき算定する場合、期間に1月未満の端数があるときは1月として計算するよう課内で徹底を図った。</p> <p>今後は、適正な事務処理を行う。</p> <p>〈下水道課〉</p> <p>指摘後、「契約保証金に係る事務の手引き」に基づき、契約保証金を免除する場合は、契約書及び決定書にその根拠を明確に示すよう課内で徹底を図った。</p> <p>今後は、適正な事務処理を行う。</p>

令和4年度監査結果報告書（後期定期監査）に基づく改善策及び顛末

指摘事項及び意見等	主管課における措置、処理の経過及び対応策
<p>2 行政財産使用料の減免について</p> <p>行政財産使用料減免申請に係る減免決定において、減免根拠を糸島市行政財産の使用に関する条例第7条第1項第2号としているものについて改めて確認を求めたところ、同条第1項第4号を根拠とする減免であった。</p> <p>適正な事務処理をされたい。</p>	<p>指摘後、糸島市行政財産の使用に関する条例第7条に基づく減免については、適切に行うよう課内で徹底を図った。</p> <p>今後は、適正な事務処理を行う。</p>
<p>3 行政財産使用料減免申請書について</p> <p>行政財産使用料減免申請書について、糸島市行政財産の使用に関する条例施行規則に定める様式と異なるものが見受けられた。</p> <p>適正な事務処理をされたい。</p>	<p>指摘後、糸島市行政財産の使用に関する条例施行規則に定める様式を使用するよう課内で徹底を図った。</p> <p>今後は、適正な事務処理を行う。</p>
<p>4 不服申し立ての教示について</p> <p>行政財産使用許可書に、処分について不服があるときの教示文が記載されていたが、根拠規定、教示内容に誤りがあった。</p> <p>適正な事務処理をされたい。</p>	<p>指摘後、教示文に記載された根拠規定、教示内容の誤りについて修正を行った。今後発行する許可書は、修正後の許可書を使用するよう課内で徹底を図った。</p> <p>今後は、適正な事務処理を行う。</p>
<p>5 行政財産使用料の算定について</p> <p>前原下水管理センターの自動販売機設置に係る建物の行政財産使用料を、糸島市行政財産の使用に関する条例第4条の規定により算定していたが、その算定に用いる建物の評価額が同条例施行規則第3条に規定する評価額とは異なるものとなっていた。</p> <p>適正な事務処理をされたい。</p>	<p>指摘後、前原下水管理センターの自動販売機設置に係る建物の行政財産使用料の算定に用いる建物の評価額については、糸島市行政財産の使用に関する条例施行規則第3条に規定する建物の評価額とし、評価額の算定がない場合には、糸島市行政財産の使用に関する条例第5条の規定により使用料を定めるよう課内で徹底を図った。</p> <p>今後は、適正な事務処理を行う。</p>

令和4年度監査結果報告書（後期定期監査）に基づく改善策及び顛末

指摘事項及び意見等	主管課における措置、処理の経過及び対応策
<p>■監査結果報告書（後期定期監査）</p> <p>第7 監査の結果</p> <p>【是正又は改善が必要である事項】</p> <p>〈健康づくり課〉</p> <p>1 糸島市休日・夜間急患センターに係る利用料金の承認について</p> <p>糸島市休日・夜間急患センター条例第13条第2項では、「利用料金の額は、診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号）の別表第1医科診療報酬点数表により算出した額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が定めるものとする。」と規定されているが、承認が明確になされていない。</p> <p>適正な事務処理をされたい。</p> <p>2 契約担当課の指摘事項について</p> <p>風しん追加的対策事業クーポン券印刷等業務委託契約締結の決定書に添付された契約書案に、契約担当である財政課の意見として文言の統一について指摘されていたが、契約書に反映されていなかったため確認すると、修正もれとのことであった。</p> <p>適正な事務処理をされたい。</p> <p>3 契約に係る仕様書について</p> <p>業務委託契約について、契約書仕様書と起工に係る決定書に添付された仕様書の一部に差異が見られたため確認すると、契約書仕様書の記載誤りとのことであった。</p> <p>適正な事務処理をされたい。</p> <p>4 契約書の訂正について</p> <p>業務委託契約書の委託料の規定に、文字の削除、追加の訂正処理がなされていたが、契約締結の決定書に添付された契約書案及び関係書類と不整合であったため確認すると、当初契約書案の誤りであり、契約内容の変更ではないため訂正処理をしたとのことであった。しかしながら、契約締結の決定書及び添付されたその関係書類から</p>	<p>〈健康づくり課〉</p> <p>令和5年度当初に指定管理者からの承認申請に基づき、利用料金の額の承認を行った。</p> <p>今後は、適正な事務処理を行う。</p> <p>指摘後、契約書作成時における財政課からの指摘事項等については、適切に契約書に反映するよう課内で徹底を図った。</p> <p>今後は、適正な事務処理を行う。</p> <p>指摘後、契約担当である財政課に確認の上、契約書仕様書の訂正を行った。</p> <p>今後は、適正な事務処理を行う。</p> <p>指摘後、契約書の訂正において、決定書により決定された契約の内容と異なる内容に変更する場合は、関係書類とともにその理由を明らかにし、決定の手続きを経たうえで訂正を行うよう課内で徹底を図った。</p> <p>今後は、適正な事務処理を行う。</p>

令和4年度監査結果報告書（後期定期監査）に基づく改善策及び顛末

指摘事項及び意見等	主管課における措置、処理の経過及び対応策
<p>は、契約書案の規定が明らかに誤りであることの確認はできず、訂正の理由、経過も明らかにされていなかった。</p> <p>契約書に誤りがあり訂正する場合であっても、決定書により決定された契約の内容と異なる内容に変更する場合は、関係書類とともにその理由を明らかにし、決定の手続きを経たうえで訂正を行う必要があると考えられる。</p> <p>適正な事務処理をされたい。</p> <p>5 はり、きゅう費の支給に係る施術の範囲について</p> <p>糸島市はり、きゅう費の支給事業実施規程第14条第10号に規定する「その他市長が必要と認めるもの」に該当する施術の範囲について説明を求めたところ、基準として整備したものはないとのことであった。また、当該疾患に係るはり、きゅう費の支給は、全て課長決定となっていた。</p> <p>同規程第14条第10号は、その他市長が必要と認めるものと規定されており、同号に該当するはり、きゅう費の支給であれば、市長決定が必要である。</p> <p>適正な事務処理をされたい。</p> <p>また、必要に応じ、基準の整備について検討されたい。</p> <p>6 補助金交付決定について</p> <p>糸島市補助金等交付規則に基づく補助金に、交付を受けようとする補助金等の額の算出の基礎の欄に記載誤りがある交付申請書により交付決定しているものが見受けられた。</p> <p>適正な事務処理をされたい。</p> <p>7 補助金交付決定に係る要件確認について</p> <p>骨髄移植ドナー助成事業補助金の交付要件の確認が、交付決定後となっていた。</p> <p>適正な事務処理をされたい。</p> <p>また、要綱の規定が実情に則していないのであれば、必要に応じ、要綱の改正について検討され</p>	<p>指摘後、糸島市はり、きゅう費の支給事業実施規程第14条第10号に規定する「その他市長が必要と認めるもの」の基準について、市長決定により整備した。</p> <p>今後は、適正な事務処理を行う。</p> <p>指摘後、交付申請書の記載内容については、誤りがないよう確認することを課内で徹底を図った。</p> <p>今後は、適正な事務処理を行う。</p> <p>指摘後、申請から交付要件の確認、交付決定までの事務手続きの流れについて、課内で再確認を行うと共に、要綱の規定に則して事務処理が可能であることを確認した。</p> <p>今後は、適正な事務処理を行う。</p>

令和4年度監査結果報告書（後期定期監査）に基づく改善策及び顛末

指摘事項及び意見等	主管課における措置、処理の経過及び対応策
<p>たい。</p> <p>8 公有財産の目的外使用許可について 普通財産への電柱設置に関して、占（使）用申請書を受領し、地方自治法第238条の4第7項に基づく占（使）用許可としていた。 同項に規定する目的外使用許可は、行政財産に対して行うものであり、普通財産に対して行うことはできない。 適正な事務処理をされたい。</p> <p>〈介護・高齢者支援課〉</p> <p>1 行政財産使用料の減免に係る専決区分について 行政財産の目的外使用について、糸島市行政財産の使用に関する条例第7条第4号の規定に基づき使用料が減免されていたが、課長決定となっていた。同条例第7条第4号は、公益上市長が必要と認めるときと規定されており、同号による減免であれば、市長決定が必要である。 適正な事務処理をされたい。</p> <p>2 行政財産使用許可申請に係る許可について 行政財産使用許可（変更）申請に係る行政財産使用許可について、占（使）用許可書を交付していた。 適正な事務処理をされたい。</p> <p>3 行政財産使用料減免申請書について 行政財産使用料減免申請書について、糸島市行政財産の使用に関する条例施行規則に定める様式と異なるものが見受けられた。 適正な事務処理をされたい。</p> <p>〈地域福祉課〉</p> <p>1 糸島市地域活動支援センター条例について 糸島市地域活動支援センター条例第1条に引用されている法令の条項について説明を求めたところ、引用法令の平成28年改正後、条例の改正</p>	<p>普通財産への電柱設置について、令和5年度は土地の賃貸借契約を締結した。 今後は、適正な事務処理を行う。</p> <p>〈介護・高齢者支援課〉</p> <p>指摘後、同号の規定に基づく減免申請に際しては、市長決定とし、今後、同一の申請者及び内容である場合は、課長決定とする旨を併せて決定したうえで、課長決定とする場合は、当該決定書を必ず添付するよう課内で徹底を図った。 今後は、適正な事務処理を行う。</p> <p>指摘後、行政財産使用許可については、占用許可書を交付しないよう課内で徹底を図った。 今後は、適正な事務処理を行う。</p> <p>指摘後、行政財産使用料減免申請書については、同規則に規定する様式で受付を行うよう課内で徹底を図った。 今後は、適正な事務処理を行う。</p> <p>〈地域福祉課〉</p> <p>未対応であった条例の改正については、令和5年度中に行う。</p>



令和4年度監査結果報告書（後期定期監査）に基づく改善策及び顛末

指摘事項及び意見等	主管課における措置、処理の経過及び対応策
<p>について未対応とのことであった。 例規については、適時、整備されたい。</p> <p>〈福祉保護課〉</p> <p>1 契約保証金を免除する場合の決定書への明記について</p> <p>被保護者就労準備支援事業業務委託契約及び生活保護レセプト管理システムクラウドサービス利用契約は、それぞれ糸島市契約事務規則第24条第7号を根拠として契約保証金を免除しているが、契約締結の決定書には同号を適用する旨の記載がなかった。</p> <p>財政課が示している「契約保証金に係る事務の手引き」では、契約保証金は、同条各号のいずれかに該当すれば免除できるが、その際は契約書及び決定書にその根拠を明確に示す必要があると規定されている。</p> <p>適正な事務処理をされたい。</p> <p>2 支払い遅延に係る規定について</p> <p>pipitLINQサービス利用契約については、契約書第4条に「政府契約の支払い遅延防止等に関する法律」に基づく支払遅延利息について規定されており、また、利用規約第16条には「支払遅延損害金」について規定されていた。各規定の内容について説明を求めたところ、どちらも支払遅延の場合の規定であり重複しているとのことであった。</p> <p>規定が重複しているのであれば、疑義が生じることがないようにその内容について整理されたい。</p>	<p>〈福祉保護課〉</p> <p>令和5年度から、「契約保証金に係る事務の手引き」に基づき、契約保証金を免除する場合は、契約書及び決定書にその根拠を明確に示すよう課内で徹底を図った。</p> <p>今後は、適正な事務処理を行う。</p> <p>指摘後、契約相手と協議を行い、支払遅延利息については、契約書第4条が適用されることを確認した。</p> <p>令和5年度からは、疑義が生じることがないように、契約書及び利用規約の記載内容について協議し、適切な契約を締結した。</p>

令和4年度監査結果報告書（後期定期監査）に基づく改善策及び顛末

指摘事項及び意見等	主管課における措置、処理の経過及び対応策
<p>■監査結果報告書（後期定期監査）</p> <p>第7 監査の結果</p> <p>【是正又は改善が必要である事項】</p> <p>〈消防総務課、予防課、警防課、救急課、通信指令課、警備課〉</p> <p>1 補助金交付決定について</p> <p>糸島市補助金等交付規則に基づく補助金に、記載に不備がある交付申請書により交付決定しているものが見受けられた。</p> <p>適正な事務処理をされたい。</p>	<p>〈消防総務課、予防課、警防課、救急課、通信指令課、警備課〉</p> <p>指摘後、交付申請書の記載内容については、不備がないよう確認し、交付決定に際しては確実に審査を行うことを消防本部内で徹底を図った。</p> <p>今後は、適正な事務処理を行う。</p>